

国立大学法人東京医科歯科大学職員等からの

苦情相談に関する規則

平成16年4月1日
規則第41号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学における職員等からの苦情相談に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 役員、職員、派遣労働者、委託業務従事者等本学において就労する全ての者をいう。(離職者を含み、学生等は含まない。)
- (2) 苦情相談 苦情の申出及び相談
- (3) 労働条件相談 当該職員に係る任用、給与、労働時間その他の労働条件、服務その他の人事管理の全般に関する苦情相談
- (4) ハラスメント相談 職場の人間関係及び職場におけるハラスメントに関する苦情相談

(苦情相談の申出)

第3条 職員等は、本学に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職者にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

- (1) 離職に関する苦情相談
- (2) 国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則(平成16年規程第2号)第21条の規定に基づく再任用に関する苦情相談

(苦情相談部)

第4条 本学に、苦情相談に対応するため、苦情相談部(以下「相談部」という。)を置く。

(部長)

第5条 相談部に部長を置く。

2 部長は、学長が委嘱する。

- 3 部長は、相談部の業務を掌理する。
- 4 部長の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 部長の任期の末日は、当該部長を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

(所掌事項)

第6条 相談部は次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 労働条件相談への対応に関する業務
- (2) ハラスメント相談への対応に関する業務

(相談員)

第7条 相談部に、苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、苦情相談を受けて処理する者（以下「相談員」という。）を置く。相談員は、学長が指名する職員（女性職員を含む。）をもって充てる。

- 2 前項の相談員の任期は2年以内とし、再任は妨げない。
- 3 第1項の相談員に欠員が生じた場合の補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 相談員の任期の末日は、当該相談員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

(主任相談員)

第8条 相談部長は前条第1項で指名された相談員の中から主任相談員1名を指名することができる。

- 2 主任相談員は、相談員への指示、連絡調整など相談部長の補佐を行う。

(事案の処理)

第9条 相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、相談部長又は主任相談員の指示に基づき助言等を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

- 2 前項の申出人に対する相談員は、申出人の所属等を考慮し、苦情相談部長が2名指名する。
- 3 ハラスメント相談に関しては、国立大学法人東京医科歯科大学ハラスメントに関する規則（令和2年規則第80号。以下「ハラスメント規則」という。）第10条に規定するハラスメント防止・対策委員会と連携しながら必要な措置を行うものとする。
- 4 相談事案が学生等も関係する場合、苦情相談部は、学生・女性支援センターと連携して解決のための措置を行うものとする。
- 5 本学は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込がないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないとき認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

(労働条件相談に関する委員会)

第10条 労働条件相談に係る問題の解決のため、学長が特に必要があると認めた場合は、労働条件相談に関する委員会を置くことができる。

(調査)

第11条 部長、相談員及び部局長（以下「部長等」という。）は、労働条件相談があった場合において、申出人、当該申出人の所属する長及び関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 学長は、前項の規定により部長等から事情聴取を求められた職員が請求したときは、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、労働しないことを承認するものとする。

(記録の作成等)

第12条 部長等は、労働条件相談に関し、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、緊急性を要するものはその都度、その他の事案については毎年9月及び3月に学長に報告しなければならない。

(部長等の義務)

第13条 部長等は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 部長等は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第14条 学長は、相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(庶務)

第15条 相談部に関する庶務は、関連部課の協力を得て総務部人事労務課において処理する。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、ハラスメント相談に関する事項はハラスメント規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日規則第81号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日規則第48号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月10日規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月2日規則第52号）

この規則は、平成30年7月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月1日規則第76号）

この規則は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月24日規則第86号）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和2年7月30日規則第81号）

この規則は、令和2年7月30日から施行し、令和2年6月1日から適用する。